

○農地台帳の閲覧に関する要綱

(目的)

第1条 この規定は、寒河江市個人情報保護条例（平成17年6月20日条例第18号）第8条「利用及び提供の制限」及び施行規則第4条「外部提供の手続き」に基づき、個人情報を保護するため、寒河江市農地台帳点検等実施要綱に定める閲覧用農地台帳、農地に関する地図及び農地台帳記録事項要約書以外の農地台帳（以下「台帳」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧することができる者)

第2条 台帳の閲覧等できる者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 当該農業経営主及びその世帯員
- (2) 当該農業経営主及びその世帯員の委任（同意）を受けた者
- (3) 農業委員会会長が適当と認める者

(閲覧の請求方法)

第3条 台帳の閲覧をしようとする者は、閲覧の旨を職員に申し出、別に定める農地台帳閲覧受付簿に所定の事項を記入するものとする。

(閲覧をすることができる者であることの確認)

第4条 事務局長は、前条の請求があったときは、当該請求者に対し第2条に掲げる者であることを確認できる書類等の提示を求めることができる。

2 事務局長は、当該者が第2条に掲げる者であることが確認できたときは閲覧等を認めるものとし、前項に規定する書類等の提示を拒む者に対しては閲覧をさせないものとする。

(閲覧の方法)

第5条 閲覧を認められた者（以下「閲覧者」という。）は、事務局長が指示する場所で執務時間中において閲覧をするものとする。

- 2 閲覧者は、台帳を部外に持ち出し、又は破損・汚損若しくは加筆等の行為をしてはならない。
- 3 閲覧者は、台帳の閲覧が終了したときは、台帳を直ちに職員に返還しなければならない。

(閲覧の中止、禁止)

第6条 事務局長は、この基準に違反、又は指示に従わない者に対しては、閲覧を中止、又は禁止することができる。

(手数料等)

第7条 この要綱の規定による台帳の閲覧に要する手数料は無料とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか台帳の閲覧に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年9月26日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、「農地基本台帳閲覧基準」に基づきすでに行われている農地基本台帳の閲覧等は、この要綱の相当規定により行ったものとみなす。

(旧基準の廃止)

- 3 平成11年4月1日施行の「農地基本台帳閲覧基準」は廃止する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。